

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第四十九号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

7 警察職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染症患者」という。）に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。

8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき三千円（感染症患者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務等に従事した場合にあつては、四千元）とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当で人事委員会規則で定めるものは、改正後の条例の規定による感染危険手当の内払とみなす。